

平成28年3月28日

古賀市議会
議長 結城 弘明 様

市民建産常任委員会
委員長 高原 伸二

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件の審査結果を、委員会条例第110条の規定により報告します。

記

第9号議案 古賀市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について

本案は消費者安全法の一部改正に伴い、古賀市消費生活センターの組織及び運営等について条例で定めるに当たり、市議会の議決を求めるものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 消費生活センター長を置き、センター長は所属長が兼ねる。
2. 今回の条例制定は、これまで行っていた消費生活センターの運営の後追いである。
3. 今回、国は全国に消費生活センターを配置したいという思いがある。
4. 従来どおり消費生活センターの運営を行っていく。

【意見】

賛成意見

住民の消費生活に関わるトラブル等が多発している中で、このセンターの機能をより継続的に、より強化していくという条例化の意味を受けとめて賛成。

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第10号議案 古賀市空家等対策協議会条例の制定について

本案は古賀市空家等対策協議会を設置することに関し、条例で定めるに当たり市議会の議決を求めるものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 古賀市空家等対策協議会の協議を踏まえて、特定空家の指定を行っていく。
2. 協議会の時期は可能な限り速やかに着手したい。
3. 協議会は、平成 28 年度は 4 回から 5 回開催し、外観調査に基づく危険度判定、周囲への悪影響の程度などを総合的に勘案した上で、市が特定空家を指定する。
4. 特定空家に対し助言、指導、勧告、命令、行政代執行に至るまでの過程においても、協議会の意見を参考に進めていく。
5. 空家等対策計画の策定の時期は、現在福岡県で計画のひな形を作成している段階で、それを参考に協議会の協議を終え、平成 28 年度中には策定したい。
6. 協議会の委員として宅地建物取引業者の方たちに入っていただくように考えている。
7. 平成 28 年 3 月 1 日、福岡県宅地建物取引業協会と全日本不動産協会福岡県本部の 2 者と空家バンクの媒介に関する協定を締結しており、今後も引き続き協力をしていただきたい。
8. 実態調査結果の議会への報告は、夏ごろをめどに考えている。

【意見】

賛成意見

危険であったり、周囲に悪影響を及ぼすと思われる空家については、速やかに特定空家に指定し、適切な対応が急がれている。可能な限り速やかに協議会を設置し、対応を急いでいただきたいという思いで賛成。また、空家の利活用という面でも、若い世代への住宅の提供や、高齢者の住みかえにとっても有効な面があると思ひ賛成。

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第 19 号議案 古賀市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

本案は国民健康保険の給付費等の負担増に対応するため、税率等の改定を要することから、条例の一部を改正するに当たり、市議会の議決を求めるものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 給付費増の背景は国民健康保険の被保険者の高齢化が 1 番の要因。また平成 24 年以降高額療養費の入院等がふえて、給付費が急激に伸びた。

2. 平成 27 年から 29 年度までの年度別収支不足額は、平成 27 年度 1 億 3600 万、28 年度 1 億 4200 万、29 年度 1 億 4700 万と見込んでいる。
3. 医療費削減に向け、短期目標として特定健診の受診率及び保健指導実施率の向上。中長期的には、保健指導により、虚血性心疾患や脳血管疾患等の、新規患者の抑制に努める。
4. 平成27年度、国民健康保険特別会計収支不足分について法定外繰入を50%行い、28年、29年度は法定外繰入は今のところ考えていない。

【自由討議】

質疑終結後、委員会では自由討議を行いました。市民生活に与える影響が大きいことや、国民健康保険運営協議会の答申に付された意見などを踏まえ、本議案に附帯決議を付すべきではないかとの意見が出されました。

【意見】

賛成意見

市民国保課だけでなく、全市的に市民を巻き込んだ行動を起こすべき時期、特に特定健診の受診率の向上も、区長会挙げて、隣組挙げて、市民を挙げての医療費削減に向け、取り組む姿勢を市として見せてほしい。

平成22年から単年度は赤字が継続してきた、本来なら3年ないし4年程度で改定するのが本則である。3年で改定し、12、13%上げ、また3年後に12、13%上げておけば急激な負担は発生しなかった。行政としては、考慮してもっと早くに対応すべきであった。

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第19号議案を可決すべきものと決定した後、姉川委員から附帯決議についての動議が提出されました。

附帯決議案は次のとおり。

今回の国民健康保険税の税率改定により加入者の税負担が大幅に増加する。市民生活に与える影響は極めて大きい。

一方で、国民皆保険制度は守らなければならない。平成27年度から3ヶ年で収支不足額が約4億2千万円を越すという見込みについてその解決を先延ばしすることはできない。市は、平成27年度についてのみ収支不足額約1億3千万円の2分の1を補填する法定外繰入を行った。

しかし、今回の税率改定を認めるということは苦渋の選択である。

本来、市は市民の急激な負担増を招かぬよう適切な時期に解決策を実施すべきであった。

しかも税率改定手続は短期間であり市民周知も全く不足している。国民健康保険運営協議会に諮問したのは平成27年11月25日で、答申は2ヶ月後の平成28年1月28日であった。

協議会委員も苦慮されたに違いない。本来は1年程度かけて市民の理解を得て税率改定を行うべきであった。

市長には猛省を促したい。

そこで、市長に対し以下の点を実行されることを強く求める。

- ① 国民健康保険協議会の答申に添えられた附帯意見に対して最大限の努力を払うこと。
- ② 国民健康保険税の税率改定の必要性、加入者に対する協力のお願、市としての今後の具体的対策を「市長声明」として早急に公表すること。あわせて直接市民に説明する機会を作ること。
- ③ 国民健康保険加入者の負担増に伴う苦情、救済等を求める声が寄せられた場合は誠意を持って対応すること。
- ④ がん検診の受診率向上、特定健診受診率の目標35%を市長が先頭に立って実現すること。
- ⑤ 国民健康保険の安定的かつ持続的運営ができるよう、国に対し財政支援制度の拡充を求める緊急要望を古賀市長名で提出すること。

【結果】

委員会は採決の結果、賛成全員で第19号議案に対する附帯決議を可決しました。

なお、本会議に委員会として決議案を提案することを決定しました。

第20号議案 古賀市乳幼児・子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本案は福岡県乳幼児医療費支給制度が平成28年10月に改正されることに伴い、条例の一部を改正するに当たり、市議会の議決を求めるものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 3歳から就学前までは、外来の自己負担金額が1月当たり600円から800円に上がる。歳出予算は年間500万円減の試算をしている。
2. 小学生は、外来の自己負担金額が1月当たり1,500円から1,200円、入院については1万円から3,500円に下がる。歳出予算は年間で約560万の増の試算をしている。
3. 中学生、高校生は、入院の自己負担金額が1万円から3,500円に下がる。歳出予算は年間50万円増の試算をしている。

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第21号議案 古賀市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本案は福岡県ひとり親家庭等医療費支給制度の一部が改正されることに伴い、条例の一部を改正するに当たり、市議会の議決を求めるものである。

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第22号議案 古賀市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

本案は下水道法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、条例の一部を改正するに当たり、市議会の議決を求めるものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 特定事業場の排水水のトリクロロエチレンにかかる水質環境基準が強化されたことにあわせ、除害施設の設置等にかかる水質基準を「下水道法施行令第9条の4第1項各号に掲げる物質それぞれ当該各号に定める数値」という表現に集約し、文言整理を行うもの。
2. 特定事業場と言われるものは38施設、その他特定事業場以外でも除外施設を設置されているところが4件あり、これらについて、市として水質検査をする義務はないが、年に数回、抜き打ちで水質検査を実施し、数値が上がっているということであれば指導等をしている。

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。

28年請願1 若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める意見書提出に関する請願

【請願者】 古賀市舞の里2丁目10番3号
全日本年金者組合古賀支部 支部長 花田 邦彦

【紹介議員】
内場 恭子 吉住 長敏 田中 英輔

【請願の趣旨】

1. 年金の隔月支給を国際的な常識にならい毎月支給に改めること。
2. 年金を毎年下げ続ける「マクロ経済スライド」を見直すこと。
3. 国庫負担の「最低保障年金制度」を早期に確立すること。
4. 年金支給開始年齢はこれ以上引き上げないこと。

若者も高齢者も安心できる年金制度の実現のため、以上の点について求める意見書を政府及び国会に提出することを請願するもの

【審査内容】

1. 趣旨1に「国際的な常識にならい」とあるが、各国の年金制度はばらばらで、一概にこれが常識という主張に違和感がある、また、趣旨4では年金支給開始年齢はこれ以上引き上げないことを求められているが、諸外国と比較しても日本だけ支給開始年齢を据え置くのはむしろ国際的な常識ではないのではないかと委員の問いに、それぞれの国の事情や仕組みが異なることは承知しているが、先進国の中では毎月受給されているところが多く、せめて毎月支給だけでも実現させたいという思いであるとの説明。
2. 趣旨3の「最低保障年金制度」とはどれぐらいと考えているかと委員の問いに、いろいろな試算があるが、国民年金の基礎的な年金受給額が月額約6万円程度とした場合、最低保障年金が4万円ほどあれば10万円程度になり、生活できる状況になるのではないかと説明。
3. 趣旨3の「早期に」とはどの程度を見込まれているかと委員の問いに、ここ1、2年で結論が出るようなものではないため、少しでも早くという願いでこのような文言を使っているとの説明。
4. 趣旨3の「国庫負担」について、大企業への優遇措置に比べれば決して無理難題ではなく当然の主張と考えるが、請願者の理解はと委員の問いに、年金だけに対する国庫負担というよりも、将来の教育、医療、介護を進めるために必要な国庫負担としての一つとして考えていただきたいとの説明。
5. 年金制度に課題がある中で、国民全体の負担の配分という観点から、この請願は現役世代と受給世代がいるなかでどのような立ち位置かという委員の問いに、現役世代に

負担を求めるのも非常に酷な部分があるので国に制度を考え直してほしいというのが請願の趣旨であり、少しでも将来性のあるシステムを作ってほしくて、マクロ経済スライドを見直すことという文書表現にしているとの説明。

また、紹介議員に対する質疑の後、請願者から願意を直接お聴きする場を設けました。

【意見】

反対意見

年金制度を維持し、持続性を高めるためにも、マクロ経済スライドにおいて負担の公平化のみならず、高所得者の年金を見直す必要もあると考える。社会情勢に合わせたこの制度は、少子化対策や年金制度の一元化など全体で考えるべきであり、将来の財源確保において、年金制度の維持、持続性を高める必要があることから反対。

賛成意見

高齢者の世代の問題のみならず、これからの若い世代が安定して安心して暮らせる制度を目指すべきである。という趣旨については、大賛成である。安心して、老後が暮らせる社会をつくるための年金制度の実現、これについては早急に国に対して求めるべき、国民全体が安心して暮らせる社会を実現するために、国庫負担による最低年金保障制度の確立は、一刻も早く実現すべきである。そういったことから、この請願の趣旨に賛同し賛成。

【審査結果】

委員会は、賛成少数で不採択とすべきものと決定した。